

声 明

東京地裁の不当判決糾弾！元総長は大学への関与をやめよ！

2017年12月15日、東京地裁民事第16部（谷口安史裁判長）は、東京福祉大学元総長による田嶋清一氏及び交通ユニオンを被告とする損害賠償請求訴訟の判決を言い渡した。被告らに対して88万円の支払いを命じ、一部であるにしても名誉棄損・プライバシー侵害を認めた不当判決である。我々は、この不当判決を糾弾する。

もっとも、ただ不当なだけの判決ではない。元総長は、被告らに対して、元総長が刑事事件で有罪となり服役したことを記載した①街頭ビラ、②週刊新潮の記事、③刑事判決文の記載、④web site の記載、及び⑤自らの邸宅に住まわせていた女子留学生から慰謝料を請求された通知文について、名誉毀損（③についてはプライバシー侵害も）であると主張して5500万円の請求をしてきた。しかし、①②④についての請求は退けられ、認められた額は88万円に留まったのである。このことによって、被告らの web site 掲載の正当性が基本的に認められ、元総長による提訴はスラップ訴訟であるとの被告らの主張が相当程度裏付けられた。

さらに、判決では、元総長が、その受刑を理由に文科省から大学への関与を禁止されているにも関わらず「本件大学に対し事実上の影響力を有すると見られてもやむを得ない言動をとっている」各事実が認定されたことは重要である。

それを踏まえて判決は「原告による大学の運営に対する影響力の行使の不当性を明らかにするためには、必然的に原告の本件前科について言及する必要があった」とした。ところが、刑事判決文の掲載のみは「上記公益目的を実現するために必要な範囲を超えるものといわざるを得ず、もっぱら公益目的に出たものと認めることはできない」としている。しかし、多くの刑事判決が公式判決集や裁判所ホームページにも掲載されており、公開法廷で朗読された刑事判決文に基づいて犯罪事実及び量刑理由の詳細が報道等によって明らかにされることは多々あるのである。それと比べても不当であるとともに、「専ら」を必要性で判断するという点で「公益目的」の通常解釈に反し、表現の自由を侵害するものである。

また、本件通知書は、元総長が1000万円を請求されたことが記載されているの

で、一般人はこれを見て、元総長が1000万円を請求されていると受け止めるのであって、実際、1000万円を支払ったと受け止めるわけではない。それにも関わらず、元総長は1000万円を支払っていないのだから本件通知書の摘示事実が真実ではないとする判決は、論理破綻しており失当である。

我々は、表現の自由の侵害を許さずこの不当判決を覆すためにも控訴するとともに、判決の「原告による大学の運営に対する影響力の行使の不当性を明らかにする」必要性との判示をテコにして、東京福祉大学の民主化・正常化を勝ち取るべく、大学や文科省への働きかけを強め、引き続き闘っていく決意である。元総長へは、大学運営への関与をやめるよう、強く要求する。

そして、多くの支援者の皆さんや影ながら協力して頂いている方々に感謝するとともに、引き続きの御支援ご協力をお願いするものである。

2018年 1月

田嶋裁判闘争を支える会
交通ユニオン
田嶋裁判闘争弁護団